

枕崎市総合振興計画策定条例

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、本市の総合振興計画を策定することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合振興計画 本市の最上位に位置する計画であり、総合的かつ計画的なまちづくりの指針となるもので、基本構想及び基本計画で構成する計画をいう。
- (2) 基本構想 本市のまちづくりの基本的な理念であり、市の目指すべき将来像及びその将来像の実現に向けた基本方針を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための取組を示すものをいう。

(枕崎市総合振興計画審議会への諮問)

第3条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、枕崎市総合振興計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第4条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

(総合振興計画の公表)

第5条 市長は、総合振興計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(総合振興計画との整合)

第6条 市長は、個別の行政分野における施策の基本的な事項を定め

る計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合振興計画との整合を図るものとする。

(審議会の設置)

第7条 第3条の規定による諮問に応じ、調査審議するため、枕崎市総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第8条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 公共的団体等の役員及び職員

(2) 学識経験を有する者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、5年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第9条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第10条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、任期の開始の日以後最初の審議会の会議は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の会議は、会長が議長となる。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会の会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(枕崎市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

2 枕崎市報酬及び費用弁償条例（昭和31年枕崎市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第4 総合開発協議会委員の項の次に次のように加える。

総合振興計画審議会会長	日額	5,500円
総合振興計画審議会委員	日額	5,200円

(枕崎市議会の議決すべき事件を定める条例の廃止)

3 枕崎市議会の議決すべき事件を定める条例（平成27年枕崎市条例第9号）は、廃止する。